

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 「令和4年 保険料領収証明書」について

本組合では、所得税等確定申告用の証拠書として「保険料領収証明書」を例年1月上旬に組合員の皆様宛てお送りします。参考として、下記のとおり年額保険料をお知らせ致しますのでご利用ください。

被保険者 区分	月 額			年 額 (1月から12月まで加入された方)	
	保険料 ① 〔基礎分〕	保険料 ② 〔後期高齢者 支援金分〕	介護保険料 ③ 〔40歳から 64歳の方〕	40歳未満の方 65歳～74歳の方 ①'×3+①''×9 +②×12	40歳～64歳の方 ①'×3+①''×9 +②×12+③×12
組合員	①' 1～3月 31,000円 ①'' 4～12月 32,000円	4,500円	5,000円	435,000円	495,000円
家族	①' 1～3月 6,000円 ①'' 4～12月 7,000円	4,500円	5,000円	135,000円	195,000円
准組合員 (従業員)	①' 1～3月 6,500円 ①'' 4～12月 7,500円	4,500円	5,000円	141,000円	201,000円

区 分	月 額	年 額 (1月から12月まで 加入された方)
後期高齢者組合員 (75歳以上の医師)	2,000円	24,000円

- 注) 1. 40歳から64歳の方は、保険料に介護保険料を合算した額を納付していただいています。
 2. 令和4年途中に以下に該当される場合は、月額を参照のうえ算出してください。
 ・ 途中で医師国保に資格取得された方、資格喪失された方
 ・ 40歳になった方または65歳になった方
 ・ 75歳になった方
 3. 未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者：令和4年度は平成28年4月2日以後に生まれた方)に対する国の財政支援制度により、令和4年11月30日時点で本組合に加入する未就学児である被保険者に対して12月基礎保険料を1人当たり12,000円減額しています。この減額は今年度1回限りです。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～ ※期間を延長しました

本組合では、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間に給与の支払いが無かった場合について傷病手当金を支給致します。(組合規約第16条の2)

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

なお、提出書類にある「(様式第 10 号-4-4) 傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)」は、各保健所から発行される「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」(写し可)又は「My HER-SYS(厚労省提供：新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム)による宿泊療養又は自宅療養を証明する書類(療養証明書)」画面の写しが代用できます。

3. 医師国保組合に対する補助金制度(インセンティブ)へのご協力をお願いします！

国は、国民健康保険組合に対し、以下の項目についてそれぞれ実績毎のポイントにより補助金が上乘せされる制度を行っています。各項目の**実績向上が組合への補助金アップにつながり、加入者の皆様に還元されることとなります。**組合員の先生方のご理解とご協力をお願いいたします。

○ 特定健診の受診率向上について

請求漏れをご確認の上、お早めに国保連合会に費用請求(データ提供)して下さい。

1 1月末現在の受診率は **17.4%** です〔前年同月実績：14.7%〕

※ 内訳：組合員8.5%、家族13.8%、従業員23.9%

- 先生同士での健診をお奨めします！…自己健診は認められませんが、別の医師の署名による自家健診は差し支えありません。
- 「人間ドック」や「職場健診」、「各郡市医師会等で実施される健康診断」のデータも特定健診データとして利用できます。

「マイナンバーカードの普及・利用促進に係る広報」がインセンティブ制度の

ポイントになっています ～ご理解とご協力をお願いします～

1. マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認」の開始についての広報
 2. マイナンバーカードを利用した医療機関・薬局での各種サービスについての広報
 - ・ 被保険者証として利用できます(限度額認定証等の情報も付加されています)
 - ・ 特定健診や薬の情報をマイナポータルで一括管理し自身の健康管理に役立てられます(医療機関・薬局側も閲覧可能に)
 3. マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス」についての広報
 - ・ コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。(住民票は医師国保組合への加入や住所変更の届出に利用できます)
- 詳しくは、「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

4. 後期高齢者の組合員の皆様へ ～インフルエンザ予防接種補助事業について～

本組合の「保健事業実施要綱」に基づき、後期高齢者の組合員の皆様にインフルエンザ予防接種事業を実施いたします。対象となる皆様には個別にご通知申し上げますので、申請手続きをお願いいたします。

1. 実施対象者：後期高齢者の組合員
2. 接種期間：令和4年10月1日から令和5年2月28日まで
3. 申請手続き：インフルエンザ予防接種補助申請書(保健事業様式第6号)に領収書(原本)を添えて医師国保組合に提出 ※接種後お早めに申請をお願いします。
4. 助成金額：申請された自己負担額の全額

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel：0852-26-3100 URL：<https://shimane-ikokuho.or.jp>